

渡辺真由子「大人が知らないネットいじめの真実」より一部抜粋

渡辺真由子「大人が知らないネットいじめの真実」より一部抜粋

## いじめ問題を考える週間 統一 LHR 指導案

### 「相手の気持ちを考えた関係づくり」～いじめといじり～

教育相談係

#### 1 目的

相手の人権や人格を傷つけるような言動は決して許されない。加害者は軽い冗談のつもりで行った行為が、被害者にとってはいじめとなる可能性が十分考えられる。

人間関係が築かれてくると、軽い冗談（いじり）で相手に不快感を抱かせたり、「いじり」であるがためにその不快な気持ちを表に出せなかったりする生徒が出てくる。年度当初の今、相手に不快な思いをさせることすべてがいじめであるということに気づかせ、いじめを許さない人間性の育成を図る。

2 期 日 平成30年5月29日（火） 1限

3 対 象 高校2年生

#### 4 本時の目標

- (1) 「いじめ」と「いじり」の境界について考え、人との望ましい繋がりについて気づく。
- (2) 肉体的にも精神的にも、相手の人権を傷つける行為はすべて「いじめ」であり、絶対に許されない行為であることを確認する。

#### 5 本時の展開

	学習活動及び学習内容（生徒の活動）	指導上の留意点
導 入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「いじられキャラ」の新聞記事について紹介する</li> <li>・「いじめ」と「いじり」に境界があるのかどうか質問する。</li> <li>・ワークシート1に取り組む。</li> <li>・周囲と意見交換をする</li> </ul> <p style="text-align: right;">（5分）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生徒個人について深く質問するのではなく、答えやすいよう第三者のことで導入をする。</li> </ul>
展 開	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 配布資料を読む。</li> </ul> <p style="text-align: right;">（10分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ワークシート2に意見をまとめる。</li> <li>・もし自分が「野口」の立場ならどう行動するか？</li> <li>・もし自分が「ぼく」の立場ならどう行動するか？</li> <li>・本文の出来事は、どのようにすれば防ぐことができたのか？</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ グループや前後左右で意見を交換する。板書や発表をする。</li> </ul> <p style="text-align: right;">（15分）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 印象に残る箇所に線を引かせる。</li> <li>○ 考えたことを記入させる。</li> <li>○ 事情のある生徒には十分配慮する。</li> <li>○ グループで話し合わせ発表しあう等、全体で意見を共有する。</li> <li>○ 「いじり」という行為が、「いじめ」に繋がっていくこと、苦しみを表に出せない人もいるということに気づかせる。</li> </ul>
ま と め	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本時で学習した「いじめ」と「いじり」を踏まえ「相手の気持ちを考えた関係づくり」について自分の考えを書く。</li> </ul> <p style="text-align: right;">（10分）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ワークシートに記入させる。</li> <li>○ 相手の人権を無視した行為は全て「いじめ」であり、絶対に許されない行為であることを確認する。</li> </ul>

6 資 料 ・東京新聞、読売新聞記事  
・重松清『青い鳥』より

#### 7 その他

- (1) ワークシートを全員分回収してください。
- (2) 感想文を一読して、その中から2～3枚(コピー可)を教育相談係に提出してください。

1 「いじめ」と「いじり」について、当てはまると思う方に○をつけなさい。

- (1) 相手を傷つけたい → 相手が傷つく = いじめ ・ いじり
- (2) 相手を傷つけたい → 相手が傷つかない = いじめ ・ いじり
- (3) 周りや場を楽しませたい → 相手が傷つく = いじめ ・ いじり
- (4) 周りや場を楽しませたい → 相手が傷つかない →  
→ 周囲は自分だったら嫌だと思ふ = いじめ ・ いじり
- (5) 相手に好意を持っていて、かつ周りや場を楽しませたい → 相手が傷つく  
= いじめ ・ いじり

2 資料について

1 もし自分が「野口」や「ぼく」の立場だったらどう行動するでしょうか。

2 傍線部「いじめているつもりなんか、なかった」、「そんなつもりなかった」「いじめられてるって感じじゃなかった」について、あなたはどのように考えますか。

3 本文の出来事は、どのようにすれば防ぐことができたのでしょうか。

4 「いじめ」と「いじり」を踏まえ、「相手の気持ちを考えた関係づくり」をするためにはどうすればよいか、あなたの考えを書いてください。

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

重松 清「青い鳥」より一部抜粋

重松 清「青い鳥」より一部抜粋

# なくそう差別 築こう明るい社会

～ みんなで考えよう人権課題 ～



鹿児島県教育委員会

## いじめ問題

文部科学省及び全国の児童が被害者となった児童の被害状況に関する調査結果について、平成29年度児童が被害者となった児童の被害状況に関する調査結果について、から

### 1 平成29年度のいじめの認知状況

本県 …… 5,378件 (認知:「脅やかたしやからからい、悪口や脅し文句、嫌なことと言われる」が81.4%)  
 全国 …… 414,378件 (認知:「脅やかたしやからからい、悪口や脅し文句、嫌なことと言われる」が82.3%)

※全国平均の認知件数より少ない学校、多い学校、県の学校における件数(本県)は、県の学校の約4倍

### 2 平成23年度から平成29年度のいじめ認知件数の推移(全国)

H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
70,221件	108,100件	185,803件	188,072件	225,112件	221,143件	414,378件

※H29年度の認知件数と比して、平成29年度は6倍弱の認知件数となっている。

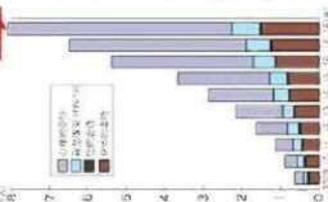
### 3 平成29年度のいじめの発見のきっかけ(全国)

①学校の教職員以外からの通報により発見		②学校の教職員以外からの通報により発見	
アンケータ調査など学校の取組により発見	52.8%	学級担任が発見	11.1%
本人からの訴え	18.0%	本人からの訴え	10.2%
その他	11.1%	その他	10.2%

※日常発生では、いじめがなかなか見えにくいことが分かる。  
 ※本県は、「本人からの訴え」が(H28) 11.1% → (H29) 17.9%と増加した。(公立学校)

## 児童虐待

児童が家庭内または通学路上で児童虐待を受けた児童の割合は、平成29年度は、平成28年度に比べて、増加している。



## 子どもの貧困

「子どもの貧困対策に関する法律」(H26施行)

- ① 保護者への経済的負担の軽減を図ること  
 → 19年度(平成30年)3月19日付の文科省通知文  
 字及びおける通学用図書等の貸出費等の返却金徴収について
- ② 修学支援に係る制度等の保護者への周知  
 → 高校卒業後修学費等支援や各種奨学金制度、等
- ③ 貧困の連鎖を防止するための学費支援 など  
 → 学校が空室しにくい世帯への学費支援等の実施  
 SSWや関係機関等との連携も積極的にを行い、  
 学校をプラットフォーム(基盤・土台)とした対策を!

非正規雇用には、早期発見努力義務、通告義務があります。(児童が被害者)

全額が学費が平成30年に  
 おいて、虐待を受けている  
 として児童相談所に通告し  
 た18歳未満の子どもの数は  
 は、81,104人で過去最多で  
 た平成29年度に比して22.4%の  
 増加です。

社会の関心の高まりで警  
 察への通報や相談が増えたが、諸  
 ことが考えられますが、諸  
 待で子どもの命が奪われて  
 いる現実には、かなり憂慮す  
 べき事象にありまます。

## MOMで考えよう!

子どもへの人権に関しては、とにかく  
 子どものちよよとした変化に気付くこ  
 とが肝心です。そこで、Mom  
 の基本姿勢が力を発揮します。  
 話しは、平成29年度版「なくそう  
 差別 築こう明るい社会」を参照して  
 ください。

Momの基本姿勢は、子どもの信  
 頼関係の構築、相談しやすい環境つ  
 くり、安心できる学びづくりなど  
 様々な取組の基盤となる営みです。

実施時期		実施する単元や活動等	
月	旬	教科・領域・単元・行事名等	

○ 掲示物に思いと想いを込める

子どもたちが、階段の踊り場の掲示物の前で次のような会話をしています。

人にやさしく！  
自分にきびしく！

「これって、先生たちも守ってほしいよね。」

「だよねえ。職員室にも貼ればいいのよね。」

いかがでしょう。この子どもたちの声をもどるように受け止めますか？

学校にはメッセージ性の高い掲示物が効果的に活用されていますが、上記の場合では、掲示物がいわゆる絵に描いた餅になってしまいがちです。

そこで、掲示物のメッセージの先には子どもたちだけでなく、私たち自身もいるということを実践することが重要です。そして、私たちが子どもたちにも伝えることを実践しようとする姿勢がなければ、そのメッセージは届きません。子どもたちと一緒に生き方を磨こうとしている学校づくりを進めていきましょう。

環境づくりアラルカルト

**キラリ賞**  
子どもたちや教職員、保護者、地域のみなさんが、誰かのキラリを見つけたらカードに記入し、キラリポストに投函する。その後、リーダーはキラリ星として校内の廊下や天井に掲示されていく。  
【藤野川内市立津之郷小学校】

**キラリ賞**  
授業や様々な活動を通して学んだ人権に関する事柄や人権スキル学習のまとめなど、授業内容と関連していることが分かる掲示コーナーが設置されている。学校の雰囲気づくりにもつながっている。  
【熊本市立西小中学校】

**学校内の作品展示**  
美術科における生徒作品を校内の至る所に展示。一つ一つの作品が大切に額に入れられ、全生徒の作品で学校が埋め尽くされているのを感じることが、生徒が大切にしていることが伝わってくる。  
【南さつま市立金峰中学校】

(4) チーム学校を感じられる環境づくり “この一言から始まった” ～具体的事例⑧～

「自分に自信をもてない」「どうせ何をやっても認められないから、自分より立場の弱い友達に対して、悪態を浴びせたり、嫌がらせをしたりする子どもがいます。いわゆる「いじめっ子的な存在」です。そんな子どもを単に「困った子ども」として扱ってよいのでしょうか。その子どもたちの真の思いを「見つめ、思いをめぐらし・向き合う」こととはどうすることなのでしょう。具体的な事例を紹介いたします。

1 ある日の校長室での出来事から  
小学5年生の「J」とKさんは、明るく元気な子どもですが、いつも調子に乗って、みんなの足を引っ張る子でした。その日も学級みんなが遊ぶ休憩時間に暴れて、担任が校長室へ連れて来ましたが、校長は、頭ごなしに指導するのではなく、じっくりと2人の話を聞くことにしました。すると、2人からは、「みんながほくほくしたのをのけるに。」  
「ほくほくの言っことを少しも認めたくない。」  
など、みんなへの不平や不満が溢れ出てきたのです。そこで、担任が2人に提案しました。  
「だったら、みんなに認められるようにしたいらいいんだよ。」  
すると、「J」さんもKさんも口をそろえて、「そのために、どうすればいいのですか。」とあきらめ半分で見詰めてきました。そこで、担任はある提案をしました。  
「今日、校長室にわざわざ連れてきたのは、校長先生にお願いがあからずからです。」  
「この2人がみんなから認められてもらえるように、校長先生から何か認定証を作っていただけじゃないか。」  
校長は、返事をすると前に、2人に、「あなたたちは、いじめについてどう思いますか。」と質問しました。それに対し、「J」さんが、「ほくほくは絶対にいじめはよくないし、相手のことを考えれば、いじめはなくなると思います。」と答えました。続いてKさんは、「いじめられていてその言葉を守っている人になりたいです。」と言いました。その言葉を得ていたかのように校長は、

「よし、いじめをなくすために頑張ろうと決意した2人に、「いじめ撲滅大使認定書」を授けよう。大変な役目だけれどしっかり受け取ってくれるかな。」と切り出したのです。2人は驚きながらも、とても取り組んだことを形として掲示物等に残すことは、子どもたちが学習したり、活動したりした内容を振り返ることができ、人権感覚を育む環境づくりとともに、学習効果の持続化にもつながります。同時に、保護者や地域のみなさんなど来校者に対して、学校の人権教育の取組状況の発信にもなり、取組の工夫・改善への意欲を高める効果もあります。

うれしそうに笑顔を見せました。さらに、担任は、「いじめ撲滅大使は相手をやっつけけるのではなく、いじめかかかと思ったらそれを指摘し、それでもうまくいかないときは先生や校長先生にすぐに相談に来る役目だよ。」と説明を加えました。2人は、即座に、「頑張ります」と返答をしたのでした。

この出来事の後には、担任の考えがあったので、担任は、事前に校長と教頭に相談し、2人に自信を付けさせる手立てとして考えた対応だったのです。

2 その後の2人

その後の2人は、校長や担任に認められたこともあり、これまでも違っていて、実に自信に満ちた言動をとるようになっていきました。

もちろん、調子に乗ってしまったり「それでもないいじめ撲滅大使なのか」と、友達に言われることもころへ自ら相談に行き、反省するところにもなる自信を付けていくようになったのでした。

3 いじめ撲滅大使・校長賞のキラリ賞へ

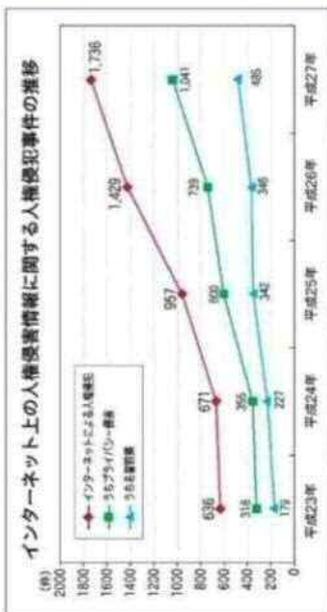
このことがきっかけとなり、子ども一人一人に自信を付けさせる手立てとして、まずは担任と校長が一体となって、その子ども「よさ」に着目した「キラリ賞」を校長から全児童に授与し、そのことを家族や地域の方々にも広く啓発していくこととなりました。

4 校長賞のキラリ賞～みんなからのキラリ賞へ  
翌年から校長賞のキラリ賞は、友達同士や様々な先生や上級生・下級生、更には保護者や地域の方々を巻き込み、気付いた人からの授与によるキラリ賞となりました。  
キラリポストが学校や地区公民館に設置され、それにキラリカードを投函し、それらが保護者によるキラリボランティアによって、毎月「キラリ賞」として、キラリ集会の場で授与されるようになっていったのです。

現在でも、全児童が年間で数枚のキラリ賞を授与され、それらが校内の廊下等にキラリ星として掲示されています。まさに、学校中が、子ども一人一人の「よさ」で輝き、毎日のように「よさ(キラリ)」を発見しようとする雰囲気に包まれたのです。そして、そのキラリに裏打ちされた自信に満ちた子どもたちの息吹が学校を元気付けていきま

### (3) インターネット等による人権侵害

下のグラフは、インターネット上における人権侵害事件の推移に係る法務省のデータ資料です。



【法務省：平成27年度における「人権侵害事件」の状況についてから】

次に、インターネット上における人間関係に起因するトラブルについて、本県の児童生徒の実態から考えてみたいと思います。

長時間利用している内容として「SNSなどのコミュニケーション」の割合が小、中、高と進むにつれ高くなっていきます。また、経験したネット上のトラブルについては、全校種で「迷惑メールが増えた」が最も多く、次に「悪口やいややうわさ」が書かれた」となっています。加えて、SNS上で仲間外れなどいややな思いをしている児童生徒もいます。

学校以外で最も長い時間利用している内容 ※全国児童数に対する割合 (1は1学年の割合)

階	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	
内 容	%	内 容	%	内 容	%
1	ゲーム (31.7)	SNSなどでコミュニケーション (30.7)	SNSなどでコミュニケーション (38.1)	音楽、画像 (26.2)	
2	音楽、画像 (17.9)	SNSなどでコミュニケーション (18.1)	音楽、画像 (25.2)	ゲーム (10.9)	
3	学習活動 (11.6)	ゲーム (20.0)	ゲーム (12.3)	学習活動 (6.2)	
4	SNSなどでコミュニケーション (2.5)	学習活動 (13.1)	学習活動 (8.6)	SNSなどでコミュニケーション (4.5)	
5	メール、ショートメールのみ (2.2)	メール、ショートメールのみ (3.4)	メール、ショートメールのみ (3.1)	メール、ショートメールのみ (2.1)	

【平成28年度「インターネット利用等に関する調査」結果の概要 (県教育庁義務教育課・高校教育課) から】  
これらの現状から、「情報モラル教育」の充実を一層図っていくことはもちろんですが、人間関係に起因したトラブルについては、学級や部活動など、日常生活における人間関係づくりが同時に進められることが肝要です。

そのために、「人の心の痛みを考えること」、「自分の言動を見つめ直すこと」、「人を傷つける生き方を許さないこと」などを大切に学級づくりを進めていきましょう。

### ■ 情報と人権について

図書室や学級文庫に所蔵している古い本の中には、用語や内容が現在の社会認識等と異なるものがあります。人権上の配慮が必要な場合もありますので、該当する本については、点検等を行い適切な管理や対応をお願いします。



## 6 人権課題一覧

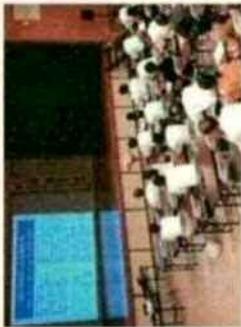
私たちの周りには同和問題をはじめとして、様々な人権課題があります。人権問題は、課題ごとに異なった特質を持っています。私たちは、各々の特質をよく理解して、客観的・普遍的な視点に立って、課題解決のための実践的な態度が確立できるように努めましょう。

女性	子ども	高齢者
<b>現状と課題</b> ○産前産後・産後うつ・産後抑うつ等の存在 ○インターネット・SNS・YouTube等の女性に対する暴力の社会的顕在化 など <b>取組の基本方向</b> ○男女平等教育・啓発の推進 ○政策・方針決定過程への女性の参画の推進 ○女性に対するあらゆる暴力の根絶 など	<b>現状と課題</b> ○児童虐待、いじめ、体罰等の存在 ○インターネットの出会い系サイト等を介した性的被害者等の社会的顕在化 など <b>取組の基本方向</b> ○子ども的人権についての啓発活動の推進 ○心の教育の推進 ○児童虐待、いじめ、不登校への対応 など	<b>現状と課題</b> ○高齢者に対する対応態様の浸透の増加 ○高齢者に対する身体的・精神的虐待の存在 など <b>取組の基本方向</b> ○高齢者の人権についての啓発活動の推進 ○福祉教育の推進 ○高齢者の権利保障の推進 など
障害者	同和問題	外国人
<b>現状と課題</b> ○障害や障害者に対する理解の不足 ○雇用・教育の場の不足 など <b>取組の基本方向</b> ○障害者の人権についての啓発活動の推進 ○福祉教育の推進 ○障害者の権利保障の推進 など	<b>現状と課題</b> ○心理的差別の存在 ○同和問題に関する人権教育・啓発活動の浸透 など <b>取組の基本方向</b> ○同和問題についての教育・啓発活動の推進 ○差別意識の根絶 ○大規模利発の推進 など	<b>現状と課題</b> ○言語が異なるため、日常生活に必要な情報が届かないこと ○異文化や外国人の人権に対する理解の不足 など <b>取組の基本方向</b> ○外国人の人権についての啓発活動の推進 ○国際理解教育の推進 など
HIV感染者等	ハンセン病患者・元患者等	犯罪被害者等
<b>現状と課題</b> ○HIV感染者等に対する正しい知識や理解の不足 ○HIV感染者等に対する差別意識の存在 など <b>取組の基本方向</b> ○HIV感染等に関する啓発活動の推進 ○エイズ教育の推進 など	<b>現状と課題</b> ○ハンセン病に対する正しい知識や理解の不足 ○ハンセン病患者等に対する差別意識や差別意識の存在 など <b>取組の基本方向</b> ○ハンセン病等に関する啓発活動の推進 ○社会復帰に向けた支援 ○人権尊重への対応 など	<b>現状と課題</b> ○カウンセリングなどの精神的ケア体制の充実 ○行方不明になった取材や報道による生活の平穏の侵害 など <b>取組の基本方向</b> ○犯罪被害者等の人権についての啓発活動の推進 ○犯罪被害者等に対する支援の充実 など
インターネット等による人権侵害	北朝鮮当局による拉致問題等	その他の重要課題
<b>現状と課題</b> ○出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること ○個人情報を盗取する悪質な業者の増加 ○悪質な業者の増加など <b>取組の基本方向</b> ○消費者被害等に関する啓発活動の推進 ○情報モラル教育の充実 など	<b>現状と課題</b> ○北朝鮮当局が国際法に反した人権的・経済的行動をとっていること ○北朝鮮が拉致した人権被害者等の帰国・帰朝を促すこと <b>取組の基本方向</b> ○拉致問題等に関する啓発活動の推進 ○学校における教育の充実 など	<b>現状と課題</b> ○刑を科して出所した人への復讐・差別 ○ホームレスへの差別やセクハラ・性被害 ○性的指向を理由とする差別・差別 ○犯罪一犯被害者への復讐・差別 ○アジアの人々に対する差別・差別 ○東日本大震災に対する復讐・差別 など <b>取組の基本方向</b> ○あらゆる差別や偏見のない社会の実現に向けた人権教育・啓発の積極的な推進

「鹿児島県人権教育・啓発基本計画」に基づき作成

## 校内研修支援事業

あそびのホリにびっけりポン



宇佐村人権教育講座

**人権教育講座**  
**中学1年生の感想**

わたしは小学生の頃、少しだけきけられていました。すごく嫌でした。でも、親に相談したり、仲良くなれるよう話しかけたりと努力しました。今は、その子たちととても仲良くしています。我儘も大事だけど、何かを積極的にすることも大事だと思います。いじめは私が中心となつて無くなるようにする気持ちで考えていきたいです。

**各種研修会や講演会、人権学習ほどこせポ一トまる事業です！**

人権同和教育課では、各学校内研修はもちろん、児童生徒、保護者等の学習会、研修会の講師役を担い、市町村教育委員会（県立学校は本課に直接）を通じて、早めに対応ください。  
 なお、校内研修用のプレゼンテーションデータも県教育委員会人権同和教育課のホームページにアップしていますので御活用ください。

## 子どもの人権プロジェクト

各学校が取り組んでいる人権同和教育を更に充実させたい、もっと重点的に取り組みたいなど、学校のニーズや実情に合わせて、実践研究や研修活動を進めています。



【南九州市立川辺中学校講話】

平成28年度推進校	研究テーマ
薩摩川内市立黒木小学校	少人数学級における人権問題の未然防止に向けた職員態勢の確立と子ども一人一人の自尊感情の育成に向けて取組について
始良市立始良小学校	自己肯定感の育成と相手意識をもって互いに認め合う集団づくりを目指して
大崎町立立童小学校	自分を大切にすることの育成 ～みんながつながる「なまごくり」を通して～
南種子町立島間小学校	子どもの自尊感情を育てる学級経営・教科指導のあり方
西之表市立檜城小学校	人権同和教育の視点に立った特別活動の実践的研究～自分も大事、みんなも大事～
南九州市立川辺中学校	人権意識が強く、かつ思いやりと自己肯定感を備えた生徒の育成
阿久根市立鶴川内中学校	生徒一人一人のよさを認め合い、人権尊重の精神を育てる。
出水市立江内中学校	人権問題について正しく理解できるように地域や保護者への啓発を行う。
奄美市立瀬名中学校	人権教育を通して生徒の自尊感情の育成と人間関係づくり
奄美市立瀬名中学校	人権意識を高め、主体的に学び合い、自他の生命を尊重する生徒の育成

※ 本プロジェクトは、人権同和教育の深まりを通して、子どもたちや教職員が更に元気になることを目指しています。

## 自信を持って生きる

小学校6年

自殺がこの世からなくなること。これは、よりよい未来のために必要なことだ。一人一人が自信を持って強く生きることが、自殺をなくすための一つの手段だと考える。

ぼくは、テレビで自殺のニュースを何度も見たことがある。その多くは、中高生に多い「いじめ」が原因だ。今、ぼくは友達と仲良く過ごせることがとても幸せだ。だが、いじめられている人にとつては死ぬほどつらいことなのだ。自分には何がで自殺をなくすために、自分には何がで

きるのか考えてみた。「みんな一人一人、すばらしい力を持っている」という言葉を残した桜橋十について調べてみた。

桜橋十も、自信を持って生きてほしいという願いをこめて、この言葉を残したのではないかと思う。自信を持ちさえすれば、強く生きることができる。たとえば、いじめられても自分の生き方をつらぬくことができると思う。

この世から自殺がなくなっほしい。一人一人が強く生きること、自分の周りのみんなが笑顔で暮らすことが、よりよい未来につながると思う。

(南日本新聞 平成28年11月28日)

## 人を傷つける言葉

大学3年

他人を傷付けてしまう言葉がある。2年前短大生だった私は、地道な努力と決死の覚悟で4年前大学の編入試験を受験し、合格した。自分の受験番号が掲示板にあつたとき、泣き崩れて周りの人に心配されたくらい、とてもうれしかった。

最近、大学で講義を受けているときに先生の何げない質問が心に刺さつた。先生はこの大学に現役で入つたか、浪人で入つたかを尋ねた。編入で学年が一つ下になつてしまった私は、どちらにも手を挙げる事ができなかった。

どちらなんだろう。浪人という言葉にネガティブな印象がある上に、決して私の短大生活は

大学のための予備校でも準備期間でもなかった。とはいえ、同じ学年の同級生は年齢が一つ下だ。何げなく他人のバックヤードについて尋ねた質問だが、私は深く傷付けてしまった。

自分の言葉が他人を傷付けていることを、大人になるにつれて忘れてはいないだろうか。言葉は人を救うこともあれば、傷付けてしまうこともある。

私も気がない間にたくさんの人を傷付けてきたのかもしれない。言葉は普段何げなく使うものだからこそ、常に思いやりの心を持って使っていきたい。

(南日本新聞 平成28年11月29日)



※ 「鹿児島県いじめ再調査委員会調査報告書」を用いて職員研修を実施

別紙

## ～生徒支援のために～

### 1 2学期はじめの生徒支援対策について

- (1) どの生徒も様々な不安や悩みを抱えたり、そのようなことを大人に相談できずいたりして、命に関わる重大な事故を起こす可能性があり得るという認識を持ちましょう。
- (2) どんな小さな生徒の変化も見逃さず、不安や悩みの要因を把握できるようにしましょう。
- (3) 信頼できる大人として相談しやすい存在になるために、日頃から、どんな小さなことでも、いつでも、誰でも相談に応じるというメッセージを伝えましょう。
- (4) 生徒の気掛かりな様子に気付いたら、担任・副担任や教科担任、部顧問、養護教諭、特別支援係、管理職等と情報を共有していきましょう。
- (5) 生徒の気掛かりな様子に気付いたら、保護者の理解と協力を得て、それぞれの立場から子どもを観察したり声掛けをしたりして、不安や悩みの要因等を把握しましょう。
- (6) 生徒の不安や悩みを解消していくために、学校全体で迅速かつ組織的にその背景を確認し、適切な役割分担により、生徒を支援していきましょう。
- (7) 日頃から、「命の大切さ」、「言葉の重み」を生徒に訴えていきましょう。

9月のSHRや終礼はできるだけ二人体制で実施し、生徒たちを丁寧に観察しましょう。

## 2 昨年度職員研修から

### (1) 学校だから気付ける「いつもと違う」サイン

- 授業に消極的
- 授業に集中できない
- 居眠り
- 宿題を忘れる
- 成績が急に下がった
- 一人で過ごすことが多くなった
- 仲間から孤立
- 対人関係のトラブルの増加
- イライラしていることが多い
- 視線を合わせない
- 挨拶がなくなった
- 遅刻，早退，欠席の増加
- 保健室で過ごすことが多くなった
- タバコ，アルコール，シンナーの使用
- 自殺や自傷について口にする（「消えてしまいたい」「いなくなってしまうたい。」）

### (2) 学校で子どもと向きあうポイント

- 話を聞く事に集中する（片手間に聞かない）
- 共感と受容
- 他の生徒の注意を引かない
- 話の内容を，時々繰り返す
- できるだけ「HOW」で聞く
- 言葉で伝えきれない場合には，紙に書いてもらう
- これまでの対処法を聞く
- 子どもが保護者やスクールカウンセラー等と話せるようにサポートする
- 自尊心を高められるようにサポートする
- 会話の内容を記録しておく

### (3) 自傷行為や死にたい気持ちに気付いた場合の対応

- 悩んでいるつらさを受け止める
- 「命，健康に関わることは秘密にできない」と伝える
- 保護者に相談
- 保護者を通じて，相談機関，専門家に相談できるようにサポートする

### (4) 先生方自身のケアも大切！

- 周囲の協力を求める
- 頑張り過ぎて，燃え尽きない
- セルフケアも大切に

# 「生徒指導実践力・チーム力向上プログラム」の概要 (令和元年度～令和3年度)

教育相談課

## 1 目的

いじめ問題や不登校の解決に向けて、地域や関係機関と連携しながら組織として実践的に対応できる教職員の生徒指導力の向上を図る。

## 2 研修講座の体系

(1) 対象 公立学校の教職員（小学校，中学校，高等学校，特別支援学校）

(2) 受講者数（予定）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計
受講者数	350人	350人	350人	1050人

(3) 開設する研修講座の体系

各プログラム名	講座名
生徒指導実践力向上プログラム	◎ いじめの未然防止・対応のための体制づくり講座 (2日間, 40人)
	◎ 新たな不登校・長期欠席を生まない体制づくり講座 (2日間, 40人)
	◎ 児童生徒理解・開発的カウンセリング講座Ⅰ（基礎講座） (2日間, 30人)
	◎ 児童生徒理解・開発的カウンセリング講座Ⅱ（発展講座） (1日間, 30人)
	◎ 生徒指導総合講座 (大島本島のみ, 2日, 40人)
生徒指導チーム力向上プログラム	◎ チーム支援による生徒指導講座 (管理職, 1日, 40人)
	◎ チーム支援による生徒指導講座 (生徒指導担当等教諭, 2日, 40人)
	◎ マインドカフェ子供の心を支える講座 (県下各地区, 1日, 90人)

(3) 各講座の主な対象者・育成したい資質や能力

講 座	主な対象者	育成したい資質や能力
◎ いじめの未然防止・対応のための体制づくり講座 (2日間, 40人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校いじめ防止基本方針の策定に関わる者</li> <li>・生徒指導係等</li> <li>・いじめ防止に向けた組織的対応力を身に付けさせたい者</li> </ul>	いじめ防止並びに対応のために、校内組織や関係機関と連携しながらいじめを解決する力を育成する。
◎ 新たな不登校・長期欠席を生まない体制づくり講座 (2日間, 40人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校対応に係る担当者</li> <li>・不登校への対応について困り感をもつ者</li> </ul>	不登校への対応のために、校内組織や関係機関と連携しながら解決できる力を育成する。
◎ 児童生徒理解・開発的カウンセリング講座Ⅰ(基礎講座) (2日間, 30人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談係</li> <li>・生徒指導の係として、児童生徒理解や開発的カウンセリングの力を育ませたい者</li> </ul>	児童生徒理解並びに開発的カウンセリングの技能を高めつつ、校内外において開発的カウンセリングの在り方を伝えることのできる力を育成する。
◎ 児童生徒理解・開発的カウンセリング講座Ⅱ(発展講座) (1日間, 30人)		
◎ 生徒指導総合講座 (大島本島のみ, 2日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大島本島の教職員</li> </ul>	いじめや不登校等の生徒指導上の諸問題を、児童相談所等と連携しながら解決できる力を育成する。
◎ チーム支援による生徒指導講座 (管理職, 1日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職</li> </ul>	カリキュラムマネジメントの考えを取り入れながら、いじめや不登校の生徒指導上の諸問題の解決に向けて、関係機関と連携しながら解決することのできる力を育成する。
◎ チーム支援による生徒指導講座 (生徒指導等担当教諭, 2日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導主任や生徒指導係</li> <li>・ミドルリーダーとして育成したい教職員</li> </ul>	いじめや不登校の生徒指導上の諸問題の解決に向けて、関係機関と連携しながらコーディネートし、解決することのできる力を育成する。
◎ マインドカフェ子供の心を支える講座 (県下各地区, 1日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地区の教職員(保護者との連携を進めながら生徒指導上の諸課題を解決できる者)</li> </ul>	いじめや不登校等の生徒指導上の課題に対し、児童生徒の心身の状況、保護者の困り感に寄り添いながら解決していこうとする力を育成する。

(4) 専門的關係機関との連携

大学、病院、NPO法人、相談機関等の専門家による講演を実施し、生徒指導に関する専門的な知識や最新情報を習得することで、教職員の生徒指導力の向上を図る。

### 3 研修講座の具体的な内容

講座名	主な内容
いじめの未然防止・対応のための体制づくり講座 (2日間, 40人)	(1) いじめの実態といじめ防止対策推進法 (2) 学校いじめ防止基本方針の策定 (3) いじめた児童生徒への対応 (4) 「学校楽しいと」・「SNSチェックシート」からアセスメントするいじめ対応 (5) 事例研究：支援方針の立て方と具体的な働き掛け (6) 専門家による講演
新たな不登校・長期欠席を生まない体制づくり講座 (2日間, 40人)	(1) 不登校の実態 (2) 不登校の段階的対応 (3) アセスメントと支援計画 (4) 専門家による講演 (5) 事例発表
児童生徒理解・開発的カウンセリング講座Ⅰ(基礎講座) (2日間, 30人)	(1) 児童生徒理解の進め方 (2) 基本的なカウンセリングの知識と技法の習得 (3) 専門家による講演 (4) テレビ会議システムの利用による支援体制 (5) 事例発表 (6) 校内体制づくり
児童生徒理解・開発的カウンセリング講座Ⅱ(発展講座) (1日間, 30人)	(1) 発展的なカウンセリングの知識と技法の習得 (2) 専門家による講演 (3) 振り返りと今後の取組
生徒指導総合講座 (大島本島のみ, 2日)	(1) 児童生徒理解の進め方 (2) いじめ問題に関すること (3) 不登校に関すること (4) 組織としての生徒指導體制について (5) カウンセリングの知識と技法(保護者対応含む) (6) 専門家による講演
チーム支援による生徒指導講座 (管理職, 1日)	(1) 生徒指導の現状 (2) 危機管理の実際 (3) チーム検討会議の実際 (4) 専門家による講演(大学)
チーム支援による生徒指導講座 (生徒指導担当教諭, 2日)	(1) 生徒指導の現状 (2) 関係機関との連携(S S W, S C等) (3) 「学校楽しいと」等を活用した児童生徒理解 (4) 学校カウンセリングの理論と技法 (5) 事例研究の進め方 (6) 研究協議 (7) 専門家による講演 (8) 事例発表
マインドカフェ子供の心を支える講座 (県下各地区, 1日)	地区の要請により, 下記の内容から講座を構成する。 (1) いじめ・不登校等の未然防止のための「学校楽しいと」, 「SNSチェックシート」の活用 (2) 事例研究の進め方 (3) カウンセリングの理論と技法 (4) いじめ防止並びに不登校の防止のためのカウンセリング (5) 協議 (6) 専門家による講話・助言等

### 4 期待される成果

いじめ、不登校等への対応など生徒指導に関する教職員の実践的力量的の向上及び学校を核とした生徒指導の連携体制が確立される。主な成果は下記(1)～(5)のとおり。

- (1) いじめ防止、不登校に対応するために、早期対応の在り方や段階的・継続的な支援についての理解を深めるとともに、対応の実際を身に付けることができる。
- (2) インターバル形式による継続的な支援を実施することで、深まりのある児童生徒理解や開発的カウンセリングの手法を身に付けることができる。また、テレビ会議において、専門的かつ継続的な支援を受けることができる。
- (3) 県下全域におけるサテライト方式の講座や演習・協議を通して、多くの教職員と保護者が連携を図りつつ、子供理解やカウンセリングに関する知識や技能を身に付けていくことができる。
- (4) 校内の実態を基に、学校のチームとしての対応の在り方について理解し、チーム力向上や校内支援体制の構築の整え方を理解することができる。
- (5) 関係機関(S CやS S Wなど)・福祉機関との連携やケース検討会議等の活用を通して、生徒指導上の課題を解決する資質や能力を身に付けることができる。

令和元年度

講座番号	4002
------	------

## 生徒指導実践力・チーム力向上プログラム

－ いじめの未然防止・対応のための体制づくり講座 －

はじめに	
I 講義：「いじめの認知と重大事態への対応」	1
II 演習：「いじめた児童生徒への対応」	5
III 演習：「いじめられた児童生徒への対応」	10
IV 講演：「いじめ・ネットいじめの対応と警察との連携」	15
V 講義・演習：「いじめの未然防止の取組と早期発見に係る取組 －『学校楽しいーと』等を通して－」	16
VI 研究協議：「支援方針の立て方と具体的な働き掛け」	22
VII 研究協議：「いじめへの組織的対応と学校いじめ防止基本方針の策定」	24
VIII 講演：「いじめ防止対策推進法と組織対応」	25
○ 引用・参考文献	
○ 鹿児島県総合教育センターの教育相談・生徒指導関係の刊行物等紹介	



令和元年7月3日(水)・4日(木)  
鹿児島県総合教育センター

【日程】 令和元年7月3日(水)～4日(木)

日程	時間	内容	場所
1日目	9:00～9:15	受付	正面玄関
	9:20～9:30	開講式	
	9:30～10:30	講義 「いじめの認知と重大事態への対応」	第2研修棟
	10:45～12:15	演習 「いじめた児童生徒への対応」	1号室
	13:15～14:45	演習 「いじめられた児童生徒への対応」	
	15:00～16:30	講演 「いじめ・ネットいじめの対応と警察との連携」	
2日目	9:00～10:20	講義・演習 「いじめの未然防止の取組と早期発見に係る取組 —『学校楽しいーと』等を通して—」	第2研修棟
	10:35～12:15	研究協議 「支援方針の立て方と具体的な働き掛け」	1号室
	13:15～14:35	研究協議 「いじめへの組織的対応と学校いじめ防止基本方針 の策定」	
	14:50～16:20	講演 「いじめ防止対策推進法と組織対応」	
	16:20～16:30	閉講式	

- ・ 当センターのFacebookに研修中の様子を撮影した写真を掲載することがあります。
- ・ 研修に関する相談等があれば、いつでも担当者に伝えてください。

## はじめに

### 【「生徒指導実践力・チーム力向上プログラム」の目的】

いじめや不登校等の諸問題の解決に向けて、生徒指導の実践力とともに、地域や関係機関と連携しながらチームとして対応できる教職員の生徒指導力の向上を図る。

#### 生徒指導実践力向上プログラム

新たな不登校・長期欠席を生まない体制づくり講座

- 不登校が生じないための取組や支援計画の立て方、不登校の兆候の児童生徒を組織的に支援する体制づくり等の講義や演習を通して、不登校の未然防止に向けた実践的指導力の向上を図る。

いじめの未然防止・対応のための体制づくり講座

- いじめの認知や未然防止の取組、児童生徒の支援計画の立て方、組織的な対応の仕方等を中心とした講義や演習を通して、いじめの未然防止に向けた実践的指導力の向上を図る。

生徒指導総合講座（大島）

- 大島本島の教職員を対象に不登校・いじめ、ネット問題などにチームで対応する際の進め方について理解を深め、演習等を通して実践的指導力の向上を図る。

児童生徒理解・開発的カウンセリング講座Ⅰ（基礎講座）

- 基礎講座・発展講座のインターバル講座で、児童生徒理解のためのカウンセリングの理論と技法等の講義や演習を通して、学校カウンセリングの専門性を高めると共に学校や地域において核となる人材を育成する。

児童生徒理解・開発的カウンセリング講座Ⅱ（発展講座）

- ※ Ⅰ、Ⅱの両方を受講する。

#### 生徒指導チーム力向上プログラム

チーム支援による生徒指導講座  
（生徒指導担当教諭）

- 生徒指導担当者のコーディネート力を高めることで、いじめや不登校などの生徒指導上の諸問題に対する学校全体としての生徒指導力の向上を図る。

チーム支援による生徒指導講座  
（管理職）

- 生徒指導上の諸問題における危機管理対応を中心に、管理職のリーダーシップの下で推進される組織的・計画的な生徒指導体制の充実を図る。

マインドカフェ 子供の心を支える講座  
【屋久島地区】、【曾於地区】、  
【始良・伊佐地区】

- 県内各地区において、生徒指導上の諸問題について理解を深め、保護者や関係機関との研究協議を通して、子供への一体感をもった関わりを図る。

## I いじめの認知と重大事態への対応

### 1 いじめの現状

(1) いじめの認知件数について（本県，平成26年度～29年度 全国，平成28年度～29年度）

	平成26年度県	平成27年度県	平成28年度県	平成29年度県	平成28年度全国	平成29年度全国
小 学 校	2,183	3,228	3,935	3,509	234,333	311,322
中 学 校	2,034	1,855	1,345	1,214	68,291	77,137
高 等 学 校	840	883	643	620	10,017	11,212
特別支援学校	37	31	48	35	1,614	1,923
合 計	5,094	5,997	5,971	5,378	314,255	401,594

Q 本県のいじめの認知件数が減少したことを，どのように評価したらよいか？

→A いじめの認知件数は，全国では前年度より27.8%（87,339件）増加している。

本県では前年度より9.9%（593件）減少している。各校の「いじめの認知」は適切であるかどうかを検証する必要がある。

(2) 1,000人当たりのいじめの認知件数について（全国，平成29年度）

	多い県	少ない県	鹿児島県	全 国
1	宮崎県108.2件	佐賀県 8.4件	28.3件	30.9件
2	京都府 90.7件	富山県 8.5件		
3	宮城県 79.5件	香川県10.2件		

(3) いじめ認知0の学校（全国，平成29年度）

	(A)総学校数	(B)認知0の学校（校数・割合）
小 学 校	20,143	4,091 20.3%
中 学 校	10,426	1,901 18.2%
高 等 学 校	5,685	2,436 42.8%
特別支援学校	1,133	723 63.8%
合 計	37,387	9,151 24.5%

Q いじめの認知件数（1,000人当たり）が県によって差があることを，総務省はどのようにとらえているか？

→A 総務省は，平成29年度に各県毎のいじめの認知件数に開きがありすぎることを分析した。その結果，法に基づくいじめの認知方法に課題があるとし，文部科学省に対して，いじめの定義を限定解釈しないように改善を勧告した。

Q いじめの認知件数が「0」である学校は，いじめがないと判断してよいのだろうか？

→A いじめの認知件数が「0」である学校はそのことを保護者に示し，実際にいじめがないかを確認する必要がある。

(4) いじめ発見のきっかけ（全国，平成29年度）

区分（主なもの）	構成比
① アンケート調査など学校の取組により発見	52.8%
② 本人からの訴え	18.0%
③ 学級担任が発見	11.1%
④ 当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	10.2%
⑤ 児童生徒（本人を除く）からの情報	3.4%

※構成比は，各区分における認知件数に対する割合

<p>Q いじめ発見のためには，どのようなアンケート調査があるか？          →A 県総合教育センターが開発した「学校楽しいと」や「SNSチェックシート」          などを使うことで，いじめの早期発見をすることができる。</p>
--

(5) いじめの態様の状況（全国，平成29年度，複数回答）

区分（主なもの）	構成比（※）
① 冷やかしかからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる	62.3%
② 軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする	21.0%
③ 仲間はずれ，集団による無視をされる	14.1%
④ 嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする	7.6%
⑤ ひどくぶつかられたり，叩かれたり蹴られたりする	5.8%
⑥ 金品を隠されたり，盗まれたり，危険なことをされたり，させられたりする	5.8%
⑦ パソコンや携帯電話等で，ひぼう・中傷やいやなことをされる	3.0%

※構成比は，各区分における認知件数に対する割合

(6) いじめる児童生徒への特別な対応例（全国，平成29年度，複数回答）

区分（主なもの）	構成比（※）
① 保護者への報告	46.0%
② いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導	45.9%
③ 別室指導	11.6%
④ 校長，教頭が指導	5.1%
⑤ カウンセラー等の相談員がカウンセリングを行う	2.0%

※構成比は，各区分における認知件数に対する割合

(7) いじめられた児童生徒への特別な対応例（全国，平成29年度，複数回答）

区分（主なもの）	構成比（※）
① 学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施	12.3%
② 別室を提供したり，常時教職員が付くなどして心身の安全を確保	3.9%
③ スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行う	3.4%
④ 当該いじめについて，教育委員会と連携して指導	2.8%
⑤ 児童相談所等の関係機関と連携した対応（サポートチームなども含む）	0.4%

※構成比は，各区分における認知件数に対する割合